

# 官報

号外 平成十九年六月五日

## ○第百六十六回国 衆議院会議録 第三十九号

平成十九年六月五日(火曜日)

議事日程 第三十三号

平成十九年六月五日

午後一時開議

第一 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長上田勇君。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(上田勇君登壇)

○上田勇君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化が課題となっている状況等を踏まえ、両事業の業務を行っている特殊法人等について組織のあり方を見直すとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を図るため

に必要な措置を講ずるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月一日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(今井宏君登壇)

○今井宏君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届け出政党等が標旗を掲げて街頭演説をすることができるとともに、参議院比例代表選出議員の選挙において公職の候補者たる参議院名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を増加しようとするものであります。

これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができるようになります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る六月一日政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

出席國務大臣

総務大臣 菅 義偉君  
經濟産業大臣 甘利 明君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る一日、次の法律の公布を奏上し、その旨  
參議院に通知した。  
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する  
法律

(通知書受領)

一、去る一日、參議院議長から、次の法律の公布  
を奏上した旨の通知書を受領した。  
水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一  
部を改正する法律  
カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除につ  
いての特例に関する法律

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法  
律

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改  
正する法律

一、去る一日、參議院議長から、国会において承  
認することを議決した次の件を内閣に送付した  
旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五  
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止  
の実施につき承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る一日、内閣から次の報告書及び文書を受  
領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく  
「防災に關してとつた措置の概況」の報告  
災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく  
「平成十九年度の防災に關する計画」の報告  
母子家庭の母の就業の支援に關する特別措置法  
第三条の規定に基づく「平成十八年度母子家庭  
の母の就業支援施策の実施状況」に關する報告

(議席変更)  
一、昨四日、衆議院規則第十四条ただし書きによ  
り、議長において議席を次のとおり変更した。

二七二 赤城 徳彦君  
(理事補欠選任)  
一、去る一日、議院運営委員長において、次のと  
おり理事の補欠を指名した。

理事 松浪 健太君(理事西川京子君去る一  
日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る一日、議長において、次のとおり常任委  
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辞任  
赤澤 亮正君 小里 泰弘君  
木原 誠二君 鈴木 肇祐君  
村上誠一郎君 西本 勝子君  
市村浩一郎君 田嶋 要君  
小川 淳也君 岡本 充功君  
佐々木隆博君 川内 博史君  
小里 泰弘君 赤澤 亮正君

補欠  
鈴木 肇祐君 木原 誠二君  
西本 勝子君 村上誠一郎君  
田嶋 要君 市村浩一郎君  
岡本 充功君 小川 淳也君  
川内 博史君 佐々木隆博君  
赤澤 亮正君 小里 泰弘君

法務委員

後藤田正純君 松本 洋平君  
柳本 卓治君 鍵田忠兵衛君  
河村たかし君 松木 謙公君  
横山 北斗君 黄川田 徹君  
鍵田忠兵衛君 柳本 卓治君  
松本 洋平君 後藤田正純君  
黄川田 徹君 横山 北斗君  
松木 謙公君 河村たかし君

厚生労働委員  
辞任  
木原 誠二君 木原 稔君  
木村 義雄君 御法川信英君  
戸井田とおる君 盛山 正仁君  
木原 稔君 徳田 毅君  
盛山 正仁君 大塚 拓君  
大塚 拓君 戸井田とおる君  
徳田 毅君 木原 誠二君  
御法川信英君 木村 義雄君

農林水産委員  
辞任  
赤城 徳彦君 江渡 聡徳君  
經濟産業委員  
辞任  
小此木八郎君 御法川信英君  
片山さつき君 中川 泰宏君

補欠  
木原 誠二君 村上誠一郎君  
小川 淳也君 佐々木隆博君  
市村浩一郎君 田嶋 要君  
岡本 充功君 小川 淳也君  
川内 博史君 佐々木隆博君  
赤澤 亮正君 小里 泰弘君

補欠  
木原 誠二君 村上誠一郎君  
小川 淳也君 佐々木隆博君  
市村浩一郎君 田嶋 要君  
岡本 充功君 小川 淳也君  
川内 博史君 佐々木隆博君  
赤澤 亮正君 小里 泰弘君

安全保障委員

武田 良太君 徳田 毅君  
牧原 秀樹君 杉田 元司君  
武藤 容治君 飯島 夕雁君  
山本 明彦君 吉野 正芳君  
北神 圭朗君 石川 知裕君  
鷺尾英一郎君 森本 哲生君  
飯島 夕雁君 武藤 容治君  
杉田 元司君 牧原 秀樹君  
徳田 毅君 武田 良太君  
中川 泰宏君 片山さつき君  
御法川信英君 小此木八郎君  
吉野 正芳君 山本 明彦君  
石川 知裕君 北神 圭朗君  
森本 哲生君 鷺尾英一郎君

議院運営委員  
辞任  
萩生田光一君 松本 洋平君  
小川 淳也君 鈴木 克昌君  
糸川 正晃君 下地 幹郎君  
松本 洋平君 萩生田光一君  
鈴木 克昌君 小川 淳也君  
下地 幹郎君 糸川 正晃君  
西川 京子君 松浪 健太君

(理事補欠選任)  
一、去る一日、政治倫理の確立及び公職選挙法改  
正に關する特別委員会において、次のとおり理  
事を補欠選任した。

理事 渡辺 周君(理事吉良州司君去る一  
日理事辞任につきその補欠)

補欠  
江渡 聡徳君 御法川信英君  
中川 泰宏君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任 補欠

遠藤 武彦君 金子善次郎君  
船田 一元君 若宮 健嗣君  
金子善次郎君 遠藤 武彦君  
若宮 健嗣君 船田 一元君  
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任 補欠

赤城 徳彦君 江渡 聡徳君

(議案提出)

一、去る一日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出、衆法第六号)  
政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出、衆法第三九号)

以上二件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日本年金機構法案  
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

一、去る一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

一、去る一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

カナミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案

一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

(議案撤回)

一、去る一日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)

一、去る一日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「淡彩山水」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在フランス大使館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在インドネシア大使館に配置されていた版画「晴畑」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器「白地鉄絵文壺」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「丸谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

民法第七百七十二條に係るいわゆる無戸籍児に関する質問主意書(市村浩一郎君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問主意書(辻元清美君提出)

沖繩県辺野古沖における抗議行動に関する質問主意書(辻元清美君提出)

ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「寝覚」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スベイン風景その一」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窯変壺」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在アトランタ総領事館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三回質問に對する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問に對する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問に對する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶん」出動に関する質問に對する答弁書

衆議院議員松本大輔君提出緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問に對する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助(ODA)と我が国の国益に関する質問に對する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問に對する答弁書

平成十九年五月二十二日提出 質問 第二三二五号 平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三回質問主意書

提出者 滝 実

平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三回質問主意書

平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三回質問主意書

約に関する再質問主意書に對する平成十九年五月十五日の答弁書によれば、平成十九年度のGDPの実質成長率は二・〇％、名目成長率は二・二％程度になる見通しとある。このことに関して第三回目の質問をする。

一 「成長なくして財政再建なし」と言うことだが、平成十九年度のGDP名目成長率が二・二％という成長見通しは、十分な成長と言えるのか。OECD Economic Outlook No. 80(以下「Outlook」という)によれば、二・二％というのはOECD三〇カ国中、最下位であり、二九位であるイタリアの三・二％からも大きく差をつけられている。二〇〇八年の見通しは二・七％となっていたが、これも三〇カ国中最下位だ。日本経済はOECD三〇カ国の中で最も成長しない経済だ

というのが現内閣の認識なのか。政府は経済成長のための努力が足りず、そういった状況では財政再建などあり得ないのではないか。

二 Outlookによれば、国の債務のGDP比は平成十八年度が一七・六％、平成十九年度が一七・七％、平成二十年が一七・七％となつていて、つまり、平成十九年度まで上昇し、二十年から下がり始める。債務は増え続けているし、基礎的財政収支は赤字であるのに、なぜ平成二十年から国の借金のGDP比が減少し始めるかと言えば、名目GDPの伸びが二・二％から二・七％に増加するからで、名目GDPのわずかの伸びでも財政健全化に貢献する。このことを認めるか。

三 過去の「改革と展望」や「進路と戦略」では、名目成長率はどんどん高まるように書いてあるが、実際はそうなっていない。例えば平成十七年発表の「改革と展望」では、平成十九年度の名目成長率は二・六％、消費者物価指数上昇率は一・四％、平成十八年発表の「改革と展望」では平成十九年度の名目成長率は二・五％、消費者物価指数上昇率一・一％、今年発表の「進路と戦略」では平成十九年度の名目成長率は二・〇％、消費者物価指数上昇率〇・五％にまで下がった。次々と目標の達成に失敗し、下方修正が続いている原因は、どのような経済対策でど

れだけの景気浮揚効果があるかという分析を行つてから「骨太の方針」を決めていないのが原因である。他の先進国では、当然行われている経済分析が日本では行われていないのはなぜか。失敗の原因を調べ、軌道修正しようとしていない現状では今年発表の「進路と戦略」の予測である名目成長率(平成二十年二・八％、平成二十一年度三・三％)や、消費者物価指数上昇率(平成二十年一・二％、平成二十一年度一・七％)は、実現しないのではないか。

四 「改革と展望」にも「進路と戦略」にも国・地方の債務残高は今後増え続けるとある。今後、債務残高そのものを減らすことを政府は考えていないと思つてよいか。

五 国・地方の債務残高は増えても、名目GDPが増加し、債務のGDP比が減ればよいというのが政府の見解と思つてよいか。

六 基礎的財政収支を黒字化しなければ、債務のGDP比は減らないと政府は誤解している。「進路と戦略」をみると二〇〇七年以降は基礎的財政収支は赤字でありながら、債務のGDP比は減り続けている。債務のGDP比が減るな

が、実際はそうなっていない。例えば平成十七年発表の「改革と展望」では、平成十九年度の名目成長率は二・六％、消費者物価指数上昇率は一・四％、平成十八年発表の「改革と展望」では平成十九年度の名目成長率は二・五％、消費者物価指数上昇率一・一％、今年発表の「進路と戦略」では平成十九年度の名目成長率は二・〇％、消費者物価指数上昇率〇・五％にまで下がった。次々と目標の達成に失敗し、下方修正が続いている原因は、どのような経済対策でどれだけの景気浮揚効果があるかという分析を行つてから「骨太の方針」を決めていないのが原因である。他の先進国では、当然行われている経済分析が日本では行われていないのはなぜか。失敗の原因を調べ、軌道修正しようとしていない現状では今年発表の「進路と戦略」の予測である名目成長率(平成二十年二・八％、平成二十一年度三・三％)や、消費者物価指数上昇率(平成二十年一・二％、平成二十一年度一・七％)は、実現しないのではないか。

四 「改革と展望」にも「進路と戦略」にも国・地方の債務残高は今後増え続けるとある。今後、債務残高そのものを減らすことを政府は考えていないと思つてよいか。

五 国・地方の債務残高は増えても、名目GDPが増加し、債務のGDP比が減ればよいというのが政府の見解と思つてよいか。

六 基礎的財政収支を黒字化しなければ、債務のGDP比は減らないと政府は誤解している。「進路と戦略」をみると二〇〇七年以降は基礎的財政収支は赤字でありながら、債務のGDP比は減り続けている。債務のGDP比が減るな

ら基礎的財政収支は赤字でもよいのではないか。歳出削減や増税による基礎的財政収支の黒字化だけが、財政再建的手段ではないのではな

七 政府は二〇一一年度基礎的財政収支を黒字

化するための不足額が一六、五兆円(平成十八年十二月二十六日に九、五兆円に修正)であるとして、その不足額を増税または歳出削減で補うことにしている。しかし、そのような増税や歳出削減は、世界における日本経済のシェアをますます縮小させる恐れがある。一切の先入観を排し、本格的な経済モデルを使い基礎的財政収支は赤字のままでも債務のGDP比を減らす方法を検討したらどうか。

内閣衆質一六六第二三五号

平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する第三

回質問に対する答弁書

一、二及び四から七までについて

「平成十九年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成十九年一月二十五日閣議決定)において、平成十九年度は、「改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等に

より、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現する」と見込まれ、GDPの実質成長率が二・〇パーセント程度、名目成長率が二・二パーセント程度になると見通されるとしている。

また、「日本経済の進路と戦略」(平成十九年一月二十五日閣議決定。以下「進路と戦略」という。)において、進路と戦略に盛り込まれた政策が実行される場合には、今後五年間のうちにGDPの名目成長率が「三パーセント台半ば程度あるいはそれ以上も視野に入ることが期待される」としている。一方で、政策の効果が十分に発現されず、かつ世界経済の減速など外的な経済環境も厳しいものとなる場合、「中期的に二パーセント台前半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる」としている。なお、こうした経済の展望には種々の不確実性を伴うため、相応な幅を持つて理解される必要がある。

政府としては、二〇一〇年代半ばに向け、債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げることを目指し、まずは二〇一一年度には、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化「することとしている。現在の極めて厳しい財政状況等を踏まえれば、経済成長を維持しながら、歳出・歳入一体改革に正面から取り組むことが必要であると考えている。

三について  
政府としては、内外の経済動向等様々な要素を勘案し、適切な経済財政運営に努めているところであり、成長力の強化等に取り組むこととして進路と戦略の対象期間中のGDPの名目成長率については、一、二及び四から七ま

でについてお答えしたとおりである。また、消費者物価指数の上昇率については、進路と戦略において、進路と戦略で示された適切なマクロ経済運営の下で、今後五年間のうちに二パーセント程度に近づいていくものと見込まれるとしている。一方で、「リスクが顕在化するケースでは、これを若干下回る」と見られる」としている。なお、こうした経済の展望には種々の不確実性を伴うため、相応な幅を持つて理解される必要がある。

平成十九年五月二十二日提出  
質問 第二三六号

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問主意書  
平成十九年五月十五日付北海道新聞三十一面に、「本年度最初の『ビザなし交流』終わる 進むインフラ整備工事 『共住』議論かみ合わず 住民と対話 経済協力求める声も」との見出しで、

「二〇〇七年度最初の『ビザなし交流』による北方領土訪問団(八木禧幸団長、六十九人)が十四日、国後、択捉両島での六日間の日程を終え、根室へ戻った。両島で行われたロシア人住民との対話集会では、『共住』などが話題になったが、議論はかみ合わなかった。両島の各地では、一五年までの公共事業計画『クリール経済社会発展計画』による工事が進んでいた。ロシア人住民との対話集会は国後、択捉で一

回ずつ開かれた。日本側の提案で『共住』島の将来がテーマに設定されたが、島の主権が日本のものになるか、ロシアになるかという前提条件が示されなかったため、議論はかみ合わなかった。

択捉島では、『日本の主権行使』を前提に、日本側が『共住』にあたって、日本の国籍を取りたいか」と問いかけたのに対し、ロシア人側は「ここはロシア領土。日本への編入は考えてもいない」と反発。ロシア側からは経済協力や日本からの投資を求める意見が目立ち、『日本が近いのに、韓国や中国が日本の占めるべき地位にいる』との指摘もあった。

八木団長らは十日に国後島の南クリール地区行政府、十二日に択捉島のクリール地区行政府をそれぞれ訪問した。

南クリール地区行政府のイーゴリ・コーワリ地区議会議長兼地区長は、現在国後、色丹両島で進められている中央政府の開発計画について『火山を利用した地熱発電や、地熱による暖房用の高温蒸気の供給パイプライン建設、空港の改修などの事業が進められている』と指摘。

実際、国後島古釜布の市街地では、蒸気パイプの埋設工事が行われていた。国後唯一の空港であるメン・デレーエフ空港では、空港当局者が『現在千五百メートルの滑走路を今後五年かけて二千メートルに延長し、現在、ユジノサハリンスクまで週四便の旅客機に加え、ハバロフスク、ウラジオストク線を新設する』と説明した。

クリール地区行政府では、アナトリー・スベトロフ・地区議会議長兼地区長が『基幹産業の

漁業は順調で、サハリン州で最も出生率が高い。若い人が生活を楽しめる島になった」と強調。

六 択捉島では、地元最大の企業である水産業ギドロストロイ社が内岡地区に工場を増設しているほか、別飛地区では大型漁船に対応する岸壁を建設中。また地区の行政は、病院を鉄筋コンクリートに建て替える工事を始めていた。

七 国後島の住民の間では、インフラ整備について『本当に作られるのか。今までも約束はいろいろあったが実現しなかった』(住民対話集会)と疑う声もあったが、『地熱発電が始まって電気が三割下がった』(訪問先家庭)、『今後も住み続けられる島づくりを歓迎する』(住民対話集会)と期待の声も多かった。

二 北方領土を日本に返還することに対する、北方領土に居住するロシア系住民の意識について、外務省は調査を行ったことがあるか。あるならば、その具体的な調査結果を明らかにされたい。

三 北方領土に対して韓国と中国が投資をすることは、北方領土に対する我が国の立場と抵触するか。抵触するならば、どのような問題があるのか明らかにされたい。

四 北方領土に対して韓国と中国が投資を行った事実があるか。あるならば、その具体的な内容を明らかにされたい。

五 国後島、択捉島において、ロシア中央政府により火山を利用した地熱発電や地熱による暖房用の高温蒸気の供給パイプライン建設、空港の

改修などの事業が進められているという事実があるか。あるならば、かかる事業に対する外務省の評価如何。

六 国後島にあるメンデレーエフ空港の滑走路を、現在の千五百メートルから二千メートルに延長するという計画があるか。あるならば、かかる計画に対する外務省の評価如何。

七 過去五年間の国後島における状況は、我が国が目指す形での北方領土問題の解決に資する方向で推移しているか。外務省の見解如何。

内閣衆質一六六第二三六号  
平成十九年六月一日

衆議院議長 河野 洋平殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問に対する答弁書

一 について  
御指摘の記事については、政府として承知している。

二 について  
外務省として、御指摘の調査を行ったことはない。

三 について  
第三国の企業による投資の具体的な内容、態様が北方四島に対するロシア連邦の管轄権を

前提とするものであれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考えている。

四 について  
北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、現在、我が国は、御指摘のような投資の状況について詳細を把握することが事実上できない状況にあることから、外務省としてお尋ねについてお答えすることは困難である。

五及び六について  
北方四島における御指摘のような事業が、ロシア政府が承認した「二〇二七年から二〇三五年までのクリル諸島(サハリン州)社会・経済発展」連邦特別プログラムに含まれていることは承知している。他方、北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、かかる事業の実際の進捗状況について詳細に把握することが事実上できない状況にあることから、外務省として、これらの事業に対する評価を述べることは困難である。

七について  
御指摘の「国後島における状況」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかでないこともあり、外務省として一概にお答えすることは困難である。

平成十九年五月二十三日提出  
質問 第二三七号  
北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問主意書  
一 二〇〇七年五月十六日付北海道新聞夕刊十面に、「ピザなし訪問団 道の経済、環境担当者らに聞く 日本製品劣勢に焦り」との見出しで、

「北方領土ピザなし交流で九日から十四日まで国後、択捉両島を訪れた本年度最初の日本側訪問団に、道は、北方領土問題を担当する総務部の北方領土対策本部以外に、初めて経済、建設、環境などの分野の担当者を派遣メンバーに加えた。これまで十五年間の訪問で、一定の積み重ねもできたことから、交流の「幅」を拡大させようとの狙いからだ。

道経済部商業交流課の上野一成主幹は国後、択捉両島内の商店で日本製品をほとんど見かけなかった。「正直、焦りを感じました」。食料品店の棚にはロシア語の文字が踊るジュースや酒類、缶詰、調味料などの商品が並び、韓国製品も交じる。衣料雑貨店は中国の独壇場だ。靴や衣料の大半が漢字のタグを下げた中国製品だった。

日本政府は、北方領土との経済交流は投資、納税などを通じてロシアの法律の適用を受けるため、ロシアによる統治を承認する恐れがある、との観点から「自肅体制」を敷いてきた。

四島では、漁船員が根室寄港時に手荷物として日本製品を持ち帰るケースを除けば、現在、船で二三日かかるサハリンから日用品を調達しなくてはならない。輸送コストが物価を押し上げているとされ、小売店では冷凍豚肉一キロが百八十ルーブル(約七百二十円)、板チョコ一

枚が三十五ルーブル(約百四十円)と日本並みか、それ以上だ。

『日本の法律が適用されないなどの』リスクを取つても何かやりたいという企業があれば、やれる方策を考え出す必要がある』と話す。

という記事(以下、「道新記事」という。)を掲載していることを政府は承認しているか。

二 「道新記事」にあるように、国後、択捉両島内の商店では日本製品がほとんど見かけられず、食料品店の棚にはロシア語の文字が踊る商品の他に韓国製品が交じり、衣料雑貨店については中国製品の独壇場であるという事実を外務省は承認しているか。

三 「道新記事」にある、上野一成道新経済部商業交流課主幹の「日本の法律が適用されないなどの」(リスクを取つても何かやりたいという企業があれば、やれる方策を考え出す必要がある)との発言にあるように、日本の法律が適用されないなどのリスクを取つても北方領土への投資を行いたいという企業があれば、投資を行える方策を考え出す必要があると考えるか。外務省の見解如何。

四 「道新記事」にあるように、北方領土において日本製品がほとんど流通せず、代わりに韓国や中国の製品が北方領土において浸透している状況は、我が国が目指す形での北方領土問題の解決に資すると考えるか。外務省の見解如何。

五 現在ロシア政府が進めている「クリール経済社会発展計画」について、外務省はその具体的な内容を承認しているか。

六 「クリール経済社会発展計画」は、我が国が北方領土に対して行っている支援事業との関係で何らかの支障を来すものか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第二三七号  
平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の記事については、政府として承認している。

二及び四について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、現在、我が国は、御指摘のような製品の北方四島における流通の状況について詳細を把握することが事実上できない状況にあることから、外務省として、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の投資の具体的な内容、態様等が北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提とする

ものであれば、我が国の国民がそのような活動に従事することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れず、適当ではないと考えている。

五について

外務省として、ロシア政府が承認した二二七年から二二一五年までのクリール諸島(サハリ州)社会・経済発展「連邦特別プログラム」(以下「プログラム」という。)の内容については承認している。

六について

外務省として、現在、「プログラム」により、北方四島住民に対する支援事業に何らかの支障が生じているとは認識していない。

平成十九年五月二十四日提出  
質問 第二三八号

辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問主意書

那覇防衛施設局は、普天間飛行場の移設先である沖縄県名護市のキャンブ・シューブ沿岸部での環境現況事前調査に、海上自衛隊の掃海母艦「ぶんご」を出動させ、海上自衛隊員である潜水士を調査機器の設置作業に動員した。

ジュゴンの棲む豊穡の海を守ることは、県民、国民、国際社会の重大な責務である。かつて日本軍は、沖縄戦において住民虐殺、「集団自決」の強制的な酷い仕打ちを加え、軍隊は住民を守らな

いとの本質を露わにした。今また防衛省は、住民の調査阻止行動に対し、海上自衛隊を出動させている。新基地建設に反対し、辺野古の海を守ろうとする人々に威圧を加え、米軍を守る自衛隊の本質を露わにしている。

今回の掃海母艦「ぶんご」の出動や、海上保安庁の危険極まりない過剰警備を絶対に認める訳にはいかない。多くの沖縄県民は、掃海母艦の砲や銃口が、住民に向けられたものと受け止め、激しい怒りの声を上げている。しかも、今回の調査では、生きたサンゴを大規模に破壊し、ジュゴンの通り道に水中ビデオカメラを設置するなどの暴挙に及んでいる。断じて承服できない、許しがたい行為であると言わざるを得ない。

以下、質問する。

一 政府は、いつ、誰が、どのような目的で、いかなる法的根拠に基づいて、辺野古の環境現況事前調査に、海上自衛隊掃海母艦「ぶんご」の出動を要請したのかを明らかにされたい。

二 政府は、海上自衛隊が右要請に基づき、掃海母艦「ぶんご」を沖縄近海辺野古海域に出動させた年月日を示した上で、環境現況事前調査の機器設置に従事した海上自衛隊潜水士の人数を明らかにされたい。

三 今回の環境現況事前調査は、アクセス法にも明確に違反する違法行為である。防衛大臣は、海上自衛隊の潜水士による機器設置作業について、防衛省設置法第四十八条十八号を根拠に挙げ、防衛施設庁長官は、衆議院外務委員会における私の質問に対し、同法第四十九条を根拠にしている。いかなる解釈、先例に照らし、環境現況事前調査に海上自衛隊の出動が可能となるの

か、法的根拠を示した上で、政府の統一見解を明らかにされたい。

四 那覇防衛施設局は、調査海域の使用同意を得る際に、沖縄県から同意に伴う配慮事項を明示された上、その厳守を求められたはずである。

五 今回の調査強行によって、生きたサンゴが大規模に破壊損傷されている。調査機器の設置方法や作業工程を具体的に示し、サンゴの破壊損傷について、海上自衛隊や調査委託を受けた民間業者に、どのような責任を追及するのかわからなかった上で、政府の見解を示されたい。

六 今回の環境現況事前調査を委託した業者名、委託費用、調査期間と内容、設置した機器と機能及び設置場所の数と位置を明らかにした上で、いかなる調査が行われているのか、また、これらの措置が適切であったと考えるのかどうか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二三三八号

平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

議長報告

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問に対する答弁書

一及び三について

今般の機器設置作業は、民間業者に委託するだけでなく、海上自衛隊が保有する潜水能力を活用することにより、キャンプ・シユワブ沖における海象の状況、ジュゴンの生息状況及びサンゴ類の産卵生息状況を把握することを目的とした現況調査(以下「現況調査」という。)を限られた期間内に円滑かつ十分に実施することができると考え、平成十九年五月十一日、防衛施設庁長官から、海上幕僚長に対し支援を依頼したところである。

現況調査に対する海上自衛隊の部隊による協力は、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第十九号に規定する事務を所掌する防衛施設庁が実施する現況調査に対して、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二条第二項の規定の趣旨を踏まえ行ったものである。

なお、現況調査は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)に違反するものではない。

二について

現況調査に対して海上自衛隊の部隊が所要の協力を行ったが、これは、平成十九年五月十一日に防衛大臣が発した命令を受け、同月十八日から辺野古沖周辺海域において機器設置作業を行ったものである。お尋ねの機器設置作業に従事した海上自衛隊の部隊の人数は、これを明ら

かにすれば、今後の機器設置作業において海上自衛隊の部隊が所要の協力を行う場合に機器設置作業の円滑な実施に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

その周辺に設置していることから、当該海域のサンゴの生息環境に大きな影響を与えるものでなく、御指摘のように「生きたサンゴが大規模に破壊損傷されている。」とは考えていないが、いづれにしても、今後とも現況調査の実施に当たっては、自然環境に十分配慮してまいりたい。

平成十九年三月二十七日、那覇防衛施設局は、現況調査を行うため、公共用財産使用協議書を沖縄県に提出し、同年四月二十四日、同県から、同協議書に係る公共用財産の使用について同意が得られたところであり、その際、使用に当たつての配慮事項として「ジュゴンへの配慮」、「藻場・サンゴ類等への配慮」、「鳥類への配慮」等が示されている。

現況調査のうち、海象等の調査については、株式会社バスコ沖縄支店に対し委託額六億五千万円、契約の履行期間平成十九年三月二十九日から平成二十年十月三十一日までとして、サンゴやジュゴン等の調査については、いであ株式会社沖縄支店に対し委託額十六億五千九百万円、契約の履行期間平成十九年三月三十日から平成二十年十月三十一日までとして、サンゴ着床具の設置等については、いであ株式会社沖縄支店に対し委託額三千五百七十万円、契約の履行期間平成十九年三月二十九日から平成十九年十月三十一日までとして、それぞれ業務委託を行っている。

現況調査においては、サンゴ類の産卵生育状況を調べるための着床具(以下「サンゴの着床具」という。)を海底に設置したものである。

また、海象等の調査の業務においては海象の状況を把握するための機器を、サンゴやジュゴン等の調査の業務においてはジュゴンの生息状況を把握するためのパツピソナー及び水中ビデオカメラを、サンゴ着床具の設置等の業務においてはサンゴ類の産卵生育状況を調べるための着床具をそれぞれ設置するものである。

防衛省としては、この調査は、キャンプ・シユワブ海域のサンゴ類の増殖環境を把握することを目的としているため、サンゴの着床具は、サンゴが密に生息している地域ではなく、

設置する機器の数及び位置については、今後の作業の円滑な実施に支障を来すおそれがあることから、現時点で、お答えを差し控えたい。



防衛省としては、機器の設置に当たり、五に  
ついでで述べたように、自然環境に十分配慮し  
て行ってきたところであるが、今後とも現況調  
査の実施に当たっては、自然環境に十分配慮し  
てまいりたい。

平成十九年五月二十四日提出  
質問 第二三九号

緑資源機構による官製談合と天下りに関する  
質問主意書

提出者 松本 大輔

緑資源機構による官製談合と天下りに関す  
る質問主意書

農林水産省所管の独立行政法人緑資源機構(以  
下「機構」という)を舞台とした官製談合疑惑につ  
いては、昨年三月一日及び本年二月二十八日の本  
院予算委員会第六分科会においても取り上げたこ  
ろであるが、今般、刑事事件に発展した。中川  
昭一前大臣及び松岡利勝大臣に対しては、同分科  
会において一般競争入札が全く行われていない不  
適切な契約実態や、官製談合の温床と指摘される  
いわゆる天下りについて質したが、両大臣とも問  
題意識のかけらも感じられない答弁に終始してお  
り、度重なる官製談合事件を招いた政府与党の責  
任は大きい。特に、内部調査によって自浄能力を  
発揮すべきとの指摘に対し、公正取引委員会によ  
る調査を「見守る」と答弁した松岡大臣の姿勢は、  
倫理観の欠落と自浄能力の欠如を露呈しており、  
安倍総理の任命責任が厳しく問われるべきであ  
る。以下、機構の官製談合と天下りについて質問  
する。

一 松岡大臣は、機構の発注する工事や調査の受  
注先企業・団体から多額の政治献金を受け取っ  
ていたことが明らかになっているが、当該工事  
や調査に関し、大臣就任以前を含め松岡氏(秘  
書等の事務所関係者を含む。以下同じ)からい  
わゆる「口利き」はなかったのか。判断根拠とな  
る具体的事実とともに示し願いたい。なお、「  
口利き」とは、不当要求になるおそれがある要  
求として、松岡氏が機構及び農林水産省(以下  
「機構等」という)の職員にその職務上の行為を  
させるように、又はさせないように、要望、相  
談、苦情等を面談、電話等により当該職員に伝  
えることをいうものとする。

二 本件事案の徹底的な事実関係の究明のため、  
本件事案等に関係のある機構等職員を始めその  
他機構等職員、機構等勤務経験者で機構等を退  
職し受注先企業・団体に再就職している者(以  
下「OB」という)等に対し、聴取りによる調査  
を行うべきではないか。なお、昨年一月三十一  
日に防衛施設庁に設置された「防衛施設庁入札  
談合等に係る事案に対する調査委員会」におい  
ては、同様な聴取りによる調査が行われたもの  
と承知している。

三 談合の疑いが持たれている林道調査業務の受  
注先企業・団体に再就職しているOBの人数  
を、機構・農林水産省の別に、企業・団体毎に  
示されたい。また、国家公務員では原則禁止さ  
れている退職二年以内に再就職したOBの人数  
についても併せて示されたい。なお、旧日本道  
路公団発注の橋梁談合事件においては、再発防  
止策として公団OBの再就職先の企業名及び人  
数を毎年公表しているものと承知しており、把

握していない場合は当該企業・団体に対する聴  
取り等によって調査の上、回答すべきものと考  
える。

四 機構の林道建設業務の受注先企業・団体に再  
就職しているOBの数を、機構・農林水産省の  
別に、企業・団体毎に示されたい。また、国家  
公務員では原則禁止されている退職二年以内に  
再就職したOBの人数についても併せて示され  
たい。

五 機構の林道建設業務について官製談合はない  
のか。

六 入札談合により生じた損害について、私的独  
占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭  
和二十二年法律第五十四号)及び民法(明治二十  
九年法律第八十九号)等の規定に基づく損害賠  
償請求を行うべきではないか。

七 昨年十月の公正取引委員会による立入調査以  
降、林道調査業務の受注先企業・団体にOBが  
再就職した実績はあるか。また、当該企業・団  
体への再就職は無期限に自粛すべきではない  
か。

八 本年一月十八日に機構に設置された「入札制  
度等改革委員会」には、今般逮捕された森林業  
務担当理事が委員として参加しているものと承  
知している。当時既に当該理事が官製談合への  
関与を指摘されていたにもかかわらず、当該理  
事を入札制度改革の当事者として任命すると  
は、国民感覚とはかけ離れており、機構の自浄  
能力の欠如は甚だしい。当該理事を委員として  
任命した理由及び理事長の任命責任について、  
政府の見解を示されたい。

九 本年五月十八日に開催された「緑資源機構談

合等の再発防止のための第三者委員会」は非公  
開とされたこと承知しているが、農林水産省の自  
浄能力の欠如を示すものであり、資料に個人情  
報が含まれることを理由として全体を非公開と  
することは、国民の理解が得られない。会議を  
公開するとともに、議事録についても公開す  
べきではないか。  
右質問する。

内閣衆質一六六第二三九号  
平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員松本大輔君提出緑資源機構による官  
製談合と天下りに関する質問に対し、別紙答弁  
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松本大輔君提出緑資源機構によ  
る官製談合と天下りに関する質問に対する  
答弁書

一及び五について

独立行政法人緑資源機構(以下「機構」とい  
う)による緑資源幹線林道の測量・建設コンサ  
ルト業務の発注に関する談合疑惑をめぐる  
問題について、昨年十月に公正取引委員会が立  
入調査を行い、本年五月二十四日に、私的独占  
の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和  
二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」と  
いう)に違反する犯罪があったと史料として  
て、公正取引委員会が財団法人林業土木コンサ  
ルトンツ、株式会社フォレストック、財団法人  
森公弘済会及び株式会社片平エンジニアリング

(以下「四法人」という。)を告発し、検査当局の捜査が行われているところであり、現在関係当局により調査・捜査中であるところ、お尋ねの点については、お答えは差し控えたい。

機構の談合疑惑をめぐる問題については、農林水産省に設置された「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)において、抜本的な再発防止策を検討しているところであり、また、関係当局により調査・捜査が行われているところである。こうした中で、農林水産省による聴き取り調査については、関係当局による調査・捜査の妨げになることがないことを基本として、第三者委員会における今後の議論を踏まえつつ、適切に検討してまいりたい。

公正取引委員会により告発された四法人に、平成十八年四月一日までの十年間に機構から再就職した人数は、独立行政法人の組織等に関する予備的調査(武正公一君外五十四名提出、平成十八年衆議院第三号)によると、財団法人林業土木コンサルタンツについては該当なし、株式会社フォレストックについては一名、財団法人森公弘済会については十七名、株式会社片平エンジニアリングについては一名となつてい

る。また、平成十六年から平成十八年までの「再就職状況の公表」では、平成十五年八月十六日以降の三年間に、農林水産省の課長・企画官相当職以上で離職し、四法人に、離職後二年以内

木コンサルタンツについては七名、株式会社フォレストック、財団法人森公弘済会及び株式会社片平エンジニアリングについては該当なしとなつている。

なお、平成十六年以降に国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百三条第三項に基づく承認申請を行い、農林水産省を離職後二年以内に株式会社フォレストック、株式会社片平エンジニアリングに再就職した事例はない。

お尋ねについては、受注先企業及び団体の数が多く、これらに再就職した者の数を確認する作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

現在、公正取引委員会により告発されることも、検査当局による捜査が行われているところであり、お答えは差し控えたい。

昨年十月の公正取引委員会による立入検査以降、平成十八年度末までの過去五年間に緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタンツ業務を受注した企業及び団体(以下「受注法人」という。)に農林水産省から再就職した者は確認できなかった。なお、機構から受注法人に再就職した者は一名であるとの報告を受けている。

また、本年四月二十六日以降、受注法人への林野庁及び機構からの再就職については自粛しているところである。

の立入検査を受けたことを踏まえて設置されたものであり、入札制度の在り方等を検討するためには、実態に精通している者を含め、すべての理事を参画させることが必要であったとの報告を機構から受けている。

本年四月二十六日に、農林水産大臣より機構の理事長に対し、機構による測量・建設コンサルタンツ業務及び工事の発注について、直ちに一般競争入札に切り替えるよう指示をしたところである。

また、本年五月二十四日に、独占禁止法に違反する犯罪があつたと思料すると、公正取引委員会が四法人を告発したことを受け、農林水産大臣より機構の理事長に対し、本件の原因の徹底的な解明とその原因を根絶するため具体的な対策について、外部の有識者により早急に検討するよう指示をしたところである。

第三者委員会については、抜本的な再発防止策についての検討を行う場として、委員間の率直な意見交換を確保すること等が必要であり、こうした観点から、会議の運営等については、同委員会の主体的な判断にゆだねることが適当であるものと考えられた。本年五月十八日に開催された第三者委員会については、同委員会の判断として、公正取引委員会による調査が行われている案件を含め事実関係について委員の共通認識を形成する過程にあつたことから、会議を非公開としたが、委員会の終了後、委員の主な意見について、その概要の公表を行ったところである。

平成十九年五月二十四日提出  
質問 第二四〇号

政府開発援助(ODA)と我が国の国益に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府開発援助(ODA)と我が国の国益に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十一日付北海道新聞二面に、「世界三位に転落 日本はODA 財政再建優先に外務省が危機感」との見出しで、

「政府開発援助(ODA)の実績が年々減り続けていることに、外務省が危機感を抱いている。国際社会で存在感を示す『外交のインフラ』とも呼ばれるODAだが、財政再建を優先する国内事情に押され、二〇〇六年実績は英国に抜かれ世界三位に転落。来年以降、さらに順位が下がる可能性もある。専門家は『国はODAの透明性を図り、その必要性を国民に丁寧に説明すべきだ』と指摘している。

経済協力開発機構(OECD)が四月三日に発表した〇六年の日本のODA実績は、前年比十一・七%減の百十六億ドル(約一兆三千七百億円)。六年連続首位の米国、前年比十七・一%増の英国に続き、一九八二年(四位)以来二十四年ぶりに三位以下となつた。

『国内総生産(GDP)が国連加盟国の二位の日本が、(ODA実績で)三位、四位、五位と落ちていくのは国としていかがなものか』。麻生太郎外相はこの結果について、危機感をあらわにする。減少傾向にある日本は来年以降、四位のフランスや五位のドイツにも追い抜かれる公算が大きくなつてい

OECDの開発援助委員会(DAC)によると、日本は九三年から二〇〇〇年まで連続世界一位だった。それが、小泉純一郎首相の『聖域なき構造改革』の下、イラク復興支援とインド洋津波災害救済で増額した〇五年を除き、落ち込み続けている。

外務省は『軍事的支援ができない日本にとつて、ODAのような平和的な経済支援は、国際社会の評価を高めるために重要な手段(幹部)と強調する。だが、昨年の『骨太の方針』は一年度の基礎的財政収支の黒字化を目指し、ODA予算の毎年二―四%の削減を決め、今後も、増額に転じる要素はない。

ODAに詳しい慶応義塾大総合政策学部の草野厚教授は『海外でどんな成果を挙げているのか、外務省は国民に対して分かりやすく説明を尽くすべきだ』などと提言している。

この記事を掲載していることを政府は承知しているか。

二 ODAの定義如何。

三 ODAの目的如何。

四 ODAは我が国の利益増進にどの様な貢献をしているか。政府の認識如何。

五 我が国のODA実績額が世界第三位へとその順位を下げたことは、我が国の利益に資するか。政府の認識如何。

六 我が国において財政再建を進める上で、ODAは障害となりうるか。財務省の見解如何。

七 外務省はODAについて、国民に対する説明責任を十分果たしているか。認識しているか。右質問する。

内閣衆質一六六第二四〇号  
平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助(ODA)と我が国の利益に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助(ODA)と我が国の利益に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二及び三について

政府開発援助(以下「ODA」という。)は、政府又は政府の実施機関によつて開発途上国又は国際機関に供与され、開発途上国の経済及び社会の発展並びに福祉の向上に役立つことを目的として行ふ資金及び技術の提供による協力のことである。

四について

ODAは、開発途上国の安定と発展のための支援を通じて、国際社会の平和と繁栄に重要な役割を果たすとともに、開発途上国との友好関係を一層増進し、資源や市場を海外に大きく依存する我が国の利益の増進にも資するものである。

五について

ODAによる我が国の利益の増進について、ODA実績の各国順位のみをもって論ずることは困難であるが、御指摘の事実そのものについて

ては、少なくとも我が国の利益に資するものであるとは認識していない。

六について

我が国の厳しい財政事情を踏まえると、歳出改革を通じた財政再建は、最も重要な課題の一つであり、このため、聖域なき歳出削減・合理化を実行することが重要と考えている。

七について

外務省としては、ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要であると認識している。このため、政府開発援助(ODA)白書や経済協力評価報告書の公表を始めとする様々な手段を活用して、分かりやすい形で情報提供を行い、十分な説明責任を果たすべく努めているところである。

平成十九年五月二十四日提出

質問 第二四一 号

日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日の八頁から十三頁に、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しの特集記事(以下、「週刊金曜日記事」という。)が掲載されていることを外務省は承知しているか。

二 「週刊金曜日記事」によると、二〇〇二年八月、前田雄吉衆議院議員が外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によつて入手した、在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、九十八点もの美術品がリストから消えていることが確認された。それぞれの美術品名を列挙した上で報じているが、右の報道の内容は事実か。

三 「週刊金曜日記事」について、外務省から週刊金曜日に対して何らかの意見を伝えたという事実があるか。

四 「週刊金曜日記事」によると、週刊金曜日が二における美術品の紛失について外務省報道課に取材したところ、「これら(二〇〇二年にあったのに最新リストから消えた美術品)は、修理のために一時的に本省にて保管している、他の在外公館に配置換えを行なった、経年劣化により廃棄処分とした等の理由により、「リスト」から削除されたものです。在外公館に配置されている美術品は、各在外公館において適切に管理されています」との旨の答えを得たと書かれているが、外務省報道課が右の取材(以下、「週刊金曜日取材」という。)を受けたという事実があるか。

五 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」が行われた日にち及び時間を明らかにされたい。

六 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」に関する記録が外務省において作成されているか。

七 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」を

平成十九年六月五日 衆議院會議録第三十九号

受けた外務省職員の官職氏名を明らかにされた

八 外務省において、在外公館に配置されている美術品を廃棄する際、どのような内規手続きを経る必要があるか。

九 在外公館に配置されている美術品についての物品管理簿は作成されているか。

十 九の物品管理簿にはどのような記録が記載されているか。

内閣衆質一六六第二四一号

平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二及び三について

外務省は、平成十四年八月に前田雄吉衆議院議員からの資料要求に対して、また、平成十九年一月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求に対して、それぞれ在外公館に配置され

議長の報告 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案及び同報告書

ている美術品「リスト」を開示したが、前者の「リスト」から削除されたものは、修理のため一時的に外務本省にて保管している、他の在外公館に配置換えを行った、経年劣化等により廃棄処分とした等の理由によるものであり、九十八点の美術品が「消失」したとする記述は事実でない。外務省としては、外務省ホームページにおいてその旨反論を行った。

四から七までについて

御指摘の雑誌社から外務省大臣官房報道課に対して、平成十九年三月五日午後書面にて御指摘の記事に関連する質問があり、同月九日午後、外務省として書面にて回答を行った。

八について

外務省では、物品管理法(昭和三十一年法律百十三号)等に基づき、在外公館に配置されている美術品については、物品管理官である在外公館長が不用の決定を行うこととしている。九及び十について

各在外公館にお尋ねの物品管理簿を備えており、それらには、異動数量、現在高等が記載されている。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年三月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿  
参議院議長 扇 千景

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

(自転車競技法の一部改正)

第一条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項第二号中「第九条の三第五項」を「第九条の三第六項」に改める。

第六条を削る。

第五条の二第一項中「左の各号に掲げる事項につき」を「次に掲げる事項について」に、「こえ、又は経済産業省令で定める日取りに反して」を「逸脱して」に改め、同項第一号及び第二号中「当り」を「当たり」に改め、「及び月間」を削り、同条を第六条とする。

第七条の二中「学生生徒及び」を削る。

第八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号中「入場料の徴収」を削る。

第八条の二中「四種とし、各勝者投票法における」を「(以下「基本勝者投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝者投票法により勝者となつたものを一組としたものを勝者とする方式をいう。以下同じ。の五種類とし、勝者投票法の種類(重勝式勝者投票法その他経済産業省令で定める勝者投票法)については、当該勝者投票法ごとに経済産業省令で定める種別。以下同じ。ごとの」に改める。

第九条第一項中「額」を「額」に改め、「百分の七十五の下に」を「以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額」を、「相当する金額」の下に「重勝式

勝者投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。に

を加え、「あん分」を「按分」に改め、同条第三項中「における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額」を「次条第一項に規定する場合を除く。」においては、その競走についての

払戻対象総額に、「あん分」を「按分」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

指定重勝式勝者投票法(重勝式勝者投票法の種別であつて勝者の割合が低いものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ)について、第一項の払戻金の額が経済産業省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二 指定重勝式勝者投票法についての勝者投票の的中者がない場合には、当該勝者投票に係る払戻対象総額は、当該競輪施行者が開催する競輪に係る当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

前条第三項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

指定重勝式勝者投票法に係る競輪を開催し

た競輪施行者が当該指定重勝式勝者投票法の  
実施を停止する場合における前二項の加算金  
の処分については、経済産業省令で定める。

第九条の三第一項中「車券」の下に「(重勝式勝  
者投票法に係るものを除く。)」を加え、「左の各  
号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条  
第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいづれ  
か」に、「無効」を「無効」に改め、同条第四項  
中「因り」を「より」に改め、同条第五項中「前四  
項」を「前各項」に、「引換」を「引換え」に改め、  
同条第三項の次に次の一項を加える。

重勝式勝者投票法に係る基本勝者投票法の  
投票が前三項の規定により無効となつた場合  
は、当該投票の車券に表示された選手(連勝  
単式又は連勝複式勝者投票法を基本勝者投票  
法とする場合にあつては、その車券に表示さ  
れた組)をその車券に表示する重勝式勝者投  
票法の投票は、無効とする。

第十条の二第三項中「三年」を「五年」に改め、  
同条第四項中、「当該競輪施行者の議会の議決  
を経て」を削る。  
第十条の六第三項中、「当該競輪施行者の議  
会の議決を経て」を削る。

第十三条の十一中第三号を第四号とし、第二  
号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え  
る。

二 合併した場合  
第十三条の十二第一項中「解散したときは、」  
の下に「合併及び」を加える。

第十三条の十六の次に次の十二条を加える。  
第十三条の十六の二 自転車競技会は、他の自  
転車競技会と合併をすることができる。この

場合においては、合併をする自転車競技会  
は、役員会の決議を経て、合併契約を締結し  
なければならない。

第十三条の十六の三 自転車競技会が吸収合併  
(自転車競技会が他の自転車競技会とする合  
併であつて、合併により消滅する自転車競  
技会(以下「吸収合併消滅自転車競技会」とい  
う。)の権利義務の全部を合併後存続する自転  
車競技会(以下「吸収合併存続自転車競技会」  
という。)に承継させるものをいう。以下同  
じ。)をする場合には、吸収合併契約におい  
て、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 吸収合併存続自転車競技会及び吸収合併  
消滅自転車競技会の名称及び住所  
二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下  
「吸収合併効力発生日」という。)

第十三条の十六の四 自転車競技会が新設合併  
(二以上の自転車競技会がする合併であつ  
て、合併により消滅する自転車競技会(以下  
「新設合併消滅自転車競技会」という。)の権利  
義務の全部を合併により設立する自転車競  
技会(以下「新設合併設立自転車競技会」とい  
う。)に承継させるものをいう。以下同じ。)を  
する場合には、新設合併契約において、次に  
掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅自転車競技会の名称及び住  
所  
二 新設合併設立自転車競技会の目的、名称  
及び主たる事務所の所在地  
三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立  
自転車競技会の定款で定める事項

四 新設合併がその効力を生ずべき日(以下  
「新設合併効力発生日」という。)

第十三条の十六の五 吸収合併消滅自転車競  
技会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸  
収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の  
内容その他経済産業省令で定める事項を記載  
した書面を主たる事務所に備え置かなければ  
ならない。

吸収合併消滅自転車競技会の債権者は、吸  
収合併消滅自転車競技会に対して、その事業  
時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする  
ことができる。ただし、第二号に掲げる請求  
をするには、当該吸収合併消滅自転車競技会  
の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求  
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
吸収合併消滅自転車競技会は、前項の規定  
による請求があつたときは、正当な理由が  
ないのにこれを拒んではならない。  
第十三条の十六の六 吸収合併消滅自転車競  
技会の債権者は、当該吸収合併消滅自転車競  
技会に対し、吸収合併について異議を述べること  
ができる。

吸収合併消滅自転車競技会は、次に掲げる  
事項を官報に公告し、かつ、知れている債権  
者には、各別にこれを催告しなければならない。  
ただし、第二号の期間は、一月を下るこ  
とができない。

一 吸収合併をする旨  
二 債権者が一定の期間内に異議を述べること  
ができる旨  
債権者が前項第二号の期間内に異議を述べ

なかつたときは、当該債権者は、当該吸収合  
併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第二号の期間内に異議を述  
べたときは、吸収合併消滅自転車競技会は、  
当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の  
担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受け  
させることを目的として信託会社等(信託会  
社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)  
第二条第二項に規定する信託会社をいう。))及  
び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託  
業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律  
第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金  
融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託  
しなければならない。ただし、当該吸収合併  
をしても当該債権者を害するおそれがないと  
きは、この限りでない。

第十三条の十六の七 吸収合併存続自転車競  
技会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸  
収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の  
内容その他経済産業省令で定める事項を記載  
した書面を主たる事務所に備え置かなければ  
ならない。

吸収合併存続自転車競技会の債権者は、吸  
収合併存続自転車競技会に対して、その事業  
時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする  
ことができる。ただし、第二号に掲げる請求  
をするには、当該吸収合併存続自転車競技会  
の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求  
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
吸収合併存続自転車競技会は、前項の規定  
による請求があつたときは、正当な理由がな

いのこれを拒んではならない。

前条の規定は、吸収合併存続自転車競技会に準用する。

第十三条の十六の八 新設合併消滅自転車競技会は、新設合併契約の締結の日の翌日から新設合併効力発生日までの間、新設合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

新設合併消滅自転車競技会の債権者は、新設合併消滅自転車競技会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅自転車競技会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求  
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求  
新設合併消滅自転車競技会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十三条の十六の六の規定は、新設合併消滅自転車競技会に準用する。

第十三条の十六の九 第十三条の四から第十三条の六までの規定は、新設合併設立自転車競技会の設立には、適用しない。

新設合併設立自転車競技会を設立するには、各新設合併消滅自転車競技会の役員会において選任した設立委員が共同して、定款を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

第十三条の十六の十 自転車競技会の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効

力を生じない。

前項の認可を受けようとする者は、吸収合併存続自転車競技会又は新設合併設立自転車競技会(以下「合併後の自転車競技会」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称  
二 事務所所在地

前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の自転車競技会の定款その他の経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

第十三条の四第三項の規定は、第一項の認可に準用する。

第十三条の十六の十一 前条第一項の認可を受けた吸収合併存続自転車競技会は、吸収合併効力発生日に、吸収合併消滅自転車競技会の権利義務を承継する。

前条第一項の認可を受けた新設合併設立自転車競技会は、新設合併効力発生日に、新設合併消滅自転車競技会の権利義務を承継する。

吸収合併消滅自転車競技会又は新設合併消滅自転車競技会の吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日を含む事業年度は、第十三条の十七において準用する第十二条の十九の規定にかかわらず、吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日に終わるものとし、当該事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成及び経済産業大臣への提出について

は、合併後の自転車競技会が従前の例により行うものとする。

第十三条の十六の十二 自転車競技会が吸収合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅自転車競技会については解散の登記をし、吸収合併存続自転車競技会については変更の登記をしなければならない。

第十三条の十六の十三 自転車競技会が新設合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、新設合併消滅自転車競技会については解散の登記をし、新設合併設立自転車競技会については設立の登記をしなければならない。

第十六条の二の次に次の一条を加える。  
第十六条の三 競輪施行者の職員は、競輪に關して、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の許可を受けて、勝者投票類の行為をすることができ、

経済産業大臣は、第十八条(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

附則を附則第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条 日本自転車振興会は、競輪施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、その前年度に行つた事業が特定活性化事業(競輪場の改修その他競輪の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。)に該当する旨

の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該競輪施行者の申請により、当該競輪施行者が当該特定活性化事業を行つた年度に交付した第十条第一項第一号又は第二号の規定による交付金(以下「特定交付金」という。)のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額(その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一に相当する金額を、当該競輪施行者に還付しなければならない。

前項の還付に關し必要な手続は、経済産業省令で定める。

第二条 自転車競技法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 競輪の実施(第一条―第十五条)

第二章 交付金等(第十六条―第二十二條)

第三章 競輪振興法人(第二十三条―第三十七條)

第四章 競輪実施法人(第三十八條―第四十八條)

第五章 雑則(第四十九条―第五十五条)

第六章 罰則(第五十六条―第六十九条)

附則

第一章 競輪の実施

第一条に見出しとして「(競輪の施行)」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付し、同条第六項を削る。

第二条に見出しとして「(届出)」を付し、同条

中「経済産業省令の」を「経済産業省令で」に改める。

第二十九條及び第三十條を削る。  
第二十八條を第六十五條とし、同條の次に次の四條を加える。

第六十六條 第二十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七條 第四十八條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第二十八條の許可を受けないで、競輪関係業務の全部を廃止した者

二 第三十二條又は第四十四條の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六條から第五十九條まで及び前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第二十七條を第六十四條とする。

第二十六條第一項中「第二十三條又は第二十四條」を「第六十條又は第六十一條」に改め、同條第二項に項番号を付し、同條を第六十三條とし、第二十五條を第六十二條とする。

第二十四條第二項に項番号を付し、同條を第六十一條とし、第二十三條を第六十條とする。

第二十一條の二から第二十二條の二までを削る。

第二十一條中「第七條の二又は第八條」を「第九條又は第十條」に改め、同條を第五十九條とする。

第二十條第一号中「第八條」を「第十條」に改め、同條第二号中「第十八條第一号」を「第五十六條第一号」に改め、同條第三号中「第八條第三号」を「第十條第三号」に、「第十八條第二号」を「第五十六條第二号」に、「第八條各号」を「第十條各号」に改め、同條を第五十八條とする。

第十九條第一号中「第八條各号」を「第十條各号」に改め、同條を第五十七條とし、第十八條を第五十六條とする。

第十七條に見出しとして「選手の福利厚生に関する助言又は勧告」を付し、同條中「又は日本自転車振興会」及び「選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し」を削り、同條を第五十五條とし、同條の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第十六條の三に見出しとして「勝者投票類似の行為の特例」を付し、同條第二項中「第十八條」を「第五十六條」に改め、同項に項番号を付し、同條を第五十四條とする。

第十六條の二に見出しとして「競輪場又は場

外車券売場の設置の許可の取消し」を付し、同條中「第三條第一項又は第四條第一項」を「第四條第一項又は第五條第一項」に改め、同條を第五十二條とし、同條の次に次の一條を加える。  
(報告及び検査)

第五十三條 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競輪実施法人若しくは競輪場若しくは場

外車券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六條第一項中「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に改め、同條第二項中「自転車競技会若しくは」を削り、「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に、「自転車競技会又は競輪場若しくは」を「競輪場又は」に改め、同項及び同條第三項に項番号を付し、同條を第五十一條とする。

第十五條を削る。

第十四條の二の前に見出しとして「経済産業大臣の命令」を付し、同條中「自転車競技会を

「競輪実施法人」に、「競輪関係事務」を「第三條第一号に掲げる事務」に改め、同條を第五十條とする。

第十四條に見出しとして「場内の秩序の維持等」を付し、同條第一項中「及び自転車競技会」を削り、「第三條第五項但書」を「第四條第五項ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改め、同條第三項中「第四條第二項」を「第五條第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同項に項番号を付し、同條第二項中「第三條第四項」を「第四條第四項」に改め、同項を同條第三項とし、同項に項番号を付し、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 競輪実施法人は、競輪施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。

第十四條を第四十九條とする。

第十二條から第十三條の十七までを削る。

第十一條に見出しとして「収益の使途」を付し、同條中「行なう」を「行う」に改め、同條を第二十二條とし、同條の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 競輪振興法人  
(指定等)

第二十三條 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次條に規定する業務(以下「競輪関係業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。

一 競輪関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競輪関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者

を含む。)

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

3 競輪振興法人は、その名称及び住所並びに事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十四条 競輪振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十六条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、競輪の公正

かつ円滑な実施に資する業務又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(補助の業務の適正な実施)

第二十五条 競輪振興法人は、前条第五号及び第六号の規定による補助(以下この条において単に「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 競輪振興法人から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

(競輪関係業務規程)

第二十六条 競輪振興法人は、競輪関係業務を行うときは、その開始前に、競輪関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競輪関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競輪関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競輪

関係業務規程が競輪関係業務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その競輪関係業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

4 競輪振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十七条 競輪振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十八条 競輪振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、競輪関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(交付金の使途)

第二十九条 競輪振興法人は、第十六条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

一 第十六条第一項第一号の規定による交付



金にあつては、第二十四条第五号に掲げる業務その他自動車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

二 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務

三 第十六条第一項第三号の規定による交付金にあつては、競輪関係業務

(区分経理)

第三十条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 競輪振興法人は、次の方法による場合を除くほか、競輪関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(帳簿の記載)  
第三十二条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競輪関係業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員)の公務員たる地位  
第三十三条 競輪関係業務に従事する競輪振興法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)の選任及び解任  
第三十四条 競輪振興法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 競輪振興法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は競輪関係業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競輪振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)  
第三十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競輪振興法人に対し、競輪関係業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)  
第三十六条 経済産業大臣は、競輪振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 競輪関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程によらないで競輪関係業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)  
第三十七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに競輪振興法人を指定したときは、取消しに係る競輪振興法人の競輪関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた競輪振興法人に帰属する。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競輪関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第四章 競技実施法人  
(指定等)  
第三十八条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十条に規定する業務(以下「競技実施業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。

- 一 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が、競技実施業務の

公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競技実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競技実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第四十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者  
ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

3 競技実施法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の更新)  
第三十九条 前条第一項の指定は、五年以上十

年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(業務)

第四十条 競技実施法人は、競輪施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる事務を行うこと。
- 二 車券の発売等を行うこと。
- 三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。
- 四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務

(競技実施業務規程)

第四十一条 競技実施法人は、競技実施業務を行うときは、その開始前に、競技実施業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競技実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 競技実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競技

実施業務規程が競技実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競技実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 競技実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競技実施業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第四十二条 競技実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競技実施業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競技実施法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競技実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競技実施業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十三条 競技実施法人は、競技実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第四十四条 競技実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競技実施業務に関し経済産業省令で定める事項を記載

し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員)の公務員たる地位)

第四十五条 競技実施業務に従事する競技実施法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)の選任及び解任)

第四十六条 競技実施法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 競技実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競技実施業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競技実施法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第四十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競技実施法人に対し、競技実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十八条 経済産業大臣は、競技実施法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて競技実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 競技実施業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 四 第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程によらないで競技実施業務を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競技実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

第十条の六第一項中「第十条の二又は第十条の四」を「第十七条又は第十九条」に、「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項中「第十条の三第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項に項番号を付し、同条を第二十一条とする。

第十条の五中「第十条の二第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第十条の四第一項中「第十条の二」を「第十七条」に改め、同条第二項中「第十条の二第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十九条とする。

第十条の三第二項に項番号を付し、同条第三項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

第十条の二の前に見出しとして「交付金の特例」を付し、同条第一項中「第十条の四」を「第十九条」に、「第十条の六」を「第二十一条」に改

め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条を第十七条とする。

第十条に見出しとして「競輪振興法人への交付金」を付し、同条第一項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第十六条とする。

第九条の四に見出しとして「払戻金及び返還金の債権の時効」を付し、同条中「第九条」を「第十二条」に、「前条」を「前条第六項」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 交付金等

第九条の三に見出しとして「投票の無効」を付し、同条第二項から第六項までに項番号を付し、同条を第十四条とする。

第九条の二第二項及び第三項に項番号を付し、同条を第十三条とする。

第九条の九に見出しとして「払戻金」を付し、同条第一項中「第九条の三」を「第十四条第六項」に改め、同条第二項から第六項までに項番号を付し、同条を第十二条とする。

第八条の二に見出しとして「勝者投票法」を付し、同条を第十一条とする。

第八条第二号中「日本自転車振興会及び自転車競技会」を「競輪振興法人及び競技実施法人」に改め、同条を第十条とし、第七条の二を第九条とする。

第七条の九に見出しとして「車券」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして「競輪の開催」を付し、同条第二項中「その他競輪施行」を「その他

の競輪の開催」に改め、同項に項番号を付し、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「競輪の審判員等の登録」を付し、同条第一項中「及び」を「並びに」に、「規格」を「及び規格」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に、「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に、「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改め、同条第二項に規定する競輪振興法人をいう。以下この章及び次章において同じ。）に改め、同条第二項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六条とする。

第四条に見出しとして「場外車券売場」を付し、同条第一項中「経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条を第五条とする。

第三条に見出しとして「競輪場」を付し、同条第一項中「経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「しよ」とするときの下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項から同条第四項までに項番号を付し、同条第五項ただし書中「ただし」の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項から同条第八項までに項番号を付し、同条第九項中「遅滞なく」の下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項に項番号を付し、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(競輪の実施事務の委託)

第三条 競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、競技実施法人(第三十八条第一項に

規定する競技実施法人をいう。以下この章において同じ。)又は私人(第一号に掲げる事務にあつては、競技実施法人に限る。)に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務

二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付(以下「車券の発売等」という。)に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。)

附則第一条に見出しとして「施行期日」を付する。

附則第二条に見出しとして「特定活性化事業を行った競輪施行者に対する還付」を付し、同条第一項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に、「第十条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第二項に項番号を付する。

別表第一及び別表第二中「第十条」を「第十六条」に、「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改める。

第三条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改める。

第七条の二第一項中「左の各号に掲げる事項につき」を「次に掲げる事項について」に、「こえ、又は経済産業省令で定める日取りに反して」を「逸脱して」に改め、同条第一号及び第二号中「当り」を「当たり」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条の二中「学生生徒及び」を削る。

第十一条第三号中「入場料の徴収」を削る。

第十一条の二中「の四種」とし、各勝車投票法における「を」(以下「基本勝車投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝車投票法により勝車となつたものを一組としたものを勝車とする方式をいう。以下同じ。)の五種類とし、勝車投票法の種類(重勝式勝車投票法その他経済産業省令で定める勝車投票法については、当該勝車投票法ごとに経済産業省令で定める種別。以下同じ。)ごとの」に改める。

第十二条の見出しを削り、同条の九に見出しとして「払戻金」を付し、同条第一項中「額の」を「額」に改め、「百分の七十五」の下に「以上」を「以下」に改め、経済産業大臣が定める率以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定める率を乗じて得た額を、「相当する金額」の下に「(重勝式勝車投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。)」を加え、「あん分」を「按分」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「にお

る売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を「次条第一項に規定する場合を除く。」においては、その小型自動車競走についての払戻対象総額に、「あん分」を「按分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定重勝式勝車投票法(重勝式勝車投票法の種別であつて勝車の中の割合が低いものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)について、第一項の払戻金の額が経済産業省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 指定重勝式勝車投票法についての勝車投票の的中者がない場合には、当該勝車投票に係る払戻対象総額は、当該小型自動車競走施行者が開催する小型自動車競走に係る当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

2 前条第三項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

3 指定重勝式勝車投票法に係る小型自動車競走を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重勝式勝車投票法の実施を停止する場合には、経

濟産業省令で定める。

第十四条第一項中「勝車投票券」の下に「(重勝式勝車投票法に係るものを除く。)」を加え、「左の各号の二」を「当該競走について次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「左の各号の二」を次の各号のいずれか」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 重勝式勝車投票法に係る基本勝車投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝車投票券に表示された選手(連勝単式又は連勝複式勝車投票法を基本勝車投票法とする場合にあつては、その勝車投票券に表示された組)をその勝車投票券に表示する重勝式勝車投票法の投票は、無効とする。

第十七条第三項中「三年を五年」に改め、同条第四項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十七条の五第三項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第二十條の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 合併した場合

第二十條の十二第一項中「解散したときは、」の下に「合併及び」を加える。

第二十條の十六の次に次の十二條を加える。

第二十條の十六の二 小型自動車競走会は、他の小型自動車競走会と合併することができる。この場合においては、合併をする小型自動車競走会は、役員会の決議を経て、合併契

約を締結しなければならない。

第二十條の十六の三 小型自動車競走会が吸収合併(小型自動車競走会が他の小型自動車競走会とする合併であつて、合併により消滅する小型自動車競走会(以下「吸収合併消滅小型自動車競走会」という。)の権利義務の全部を合併後存続する小型自動車競走会(以下「吸収合併存続小型自動車競走会」という。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併存続小型自動車競走会及び吸収合併消滅小型自動車競走会の名称及び住所

二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下「吸収合併効力発生日」という。)

第二十條の十六の四 小型自動車競走会が新設合併(二以上の小型自動車競走会がする合併であつて、合併により消滅する小型自動車競走会(以下「新設合併消滅小型自動車競走会」という。)の権利義務の全部を合併により設立する小型自動車競走会(以下「新設合併設立小型自動車競走会」という。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅小型自動車競走会の名称及び住所

二 新設合併設立小型自動車競走会の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立小型自動車競走会の定款で定める事項

四 新設合併がその効力を生ずべき日(以下

「新設合併効力発生日」という。)

第二十條の十六の五 吸収合併消滅小型自動車競走会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅小型自動車競走会の債権者は、吸収合併消滅小型自動車競走会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 吸収合併消滅小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二十條の十六の六 吸収合併消滅小型自動車競走会の債権者は、当該吸収合併消滅小型自動車競走会に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅小型自動車競走会は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨

3 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べ

るべき日(以下

るべき日(以下

るべき日(以下

なかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅小型自動車競走会は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。))及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。))に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二十条の十六の七 吸収合併存続小型自動車競走会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備置置かなければならない。

2 吸収合併存続小型自動車競走会の債権者は、吸収合併存続小型自動車競走会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

3 吸収合併存続小型自動車競走会は、前項の

規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 前条の規定は、吸収合併存続小型自動車競走会に準用する。

2 新設合併消滅小型自動車競走会の債権者は、新設合併消滅小型自動車競走会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

3 新設合併消滅小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 第二十条の十六の六の規定は、新設合併消滅小型自動車競走会に準用する。

2 新設合併設立小型自動車競走会を設立するには、各新設合併消滅小型自動車競走会の役員会において選任した設立委員が共同して、定款を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第二十条の十六の十 小型自動車競走会の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、吸収合併存続小型自動車競走会又は新設合併設立小型自動車競走会(以下「合併後の小型自動車競走会」という。))について次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

1 名称  
2 事務所の所在地  
3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の小型自動車競走会の定款その他の経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

4 第二十条の四第三項の規定は、第一項の認可に準用する。

第二十条の十六の十一 前条第一項の認可を受けた吸収合併存続小型自動車競走会は、吸収合併効力発生日に、吸収合併消滅小型自動車競走会の権利義務を承継する。

2 前条第一項の認可を受けた新設合併設立小型自動車競走会は、新設合併効力発生日に、新設合併消滅小型自動車競走会の権利義務を承継する。

3 吸収合併消滅小型自動車競走会又は新設合併消滅小型自動車競走会の吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日を含む事業年度は、第二十条の十七において準用する第十九条の十九の規定にかかわらず、吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日に終わるものとし、当該事業年度

の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成及び経済産業大臣への提出については、合併後の小型自動車競走会が従前の例により行うものとする。

第二十条の十六の十二 小型自動車競走会が吸収合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅小型自動車競走会については解散の登記をし、吸収合併存続小型自動車競走会については変更の登記をしなければならない。

第二十条の十六の十三 小型自動車競走会が新設合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、新設合併消滅小型自動車競走会については解散の登記をし、新設合併設立小型自動車競走会については設立の登記をしなければならない。

第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(勝車投票類似の行為の特例)  
第二十二條の二 小型自動車競走施行者の職員は、小型自動車競走に關して、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の許可を受けて、勝車投票類似の行為をすることができ。

2 経済産業大臣は、第二十四條(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。  
附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。  
附則第二項を附則第二条とし、同条に見出し

として「(小型自動車競走場の設置の制限)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(特定活性化事業を行った小型自動車競走施行者に対する還付)

第三条 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、その前年度に行つた事業が特定活性化事業(小型自動車競走場の改修その他小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。)に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該小型自動車競走施行者の申請により、当該小型自動車競走施行者が当該特定活性化事業を行つた年度に交付した第十六条第一項第一号又は第二号の規定による交付金(以下「特定交付金」という。)のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額(その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一)に相当する金額を、当該小型自動車競走施行者に還付しなければならない。

2 前項の還付に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。

第四条 小型自動車競走法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 小型自動車競走の実施(第三条―第十九条)

第三章 交付金等(第二十条―第二十六条)

第四章 小型自動車競走振興法人(第二十七条―第四十一条)

第五章 競走実施法人(第四十二条―第五十条)

第六章 雑則(第五十三条―第六十条)

第七章 罰則(第六十一条―第七十四条)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 小型自動車競走の実施

第三十四条及び第三十五条を削る。

第三十三条を第七十条とし、同条の次に次の四条を加える。

第七十一条 第三十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の許可を受けないで、小型自動車競走関係業務の全部を廃止した者

二 第三十六条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条から第六十四条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十一条第一項中「第二十八条又は第二十九条」を「第六十五条又は第六十六条」に改め、同条を第六十八条とし、第三十条を第六十七条とし、第二十九条を第六十六条とし、第二十八条を第六十五条とする。

第二十七条の二から第二十七条の四までを削る。

第二十七条中「第十条の二又は第十一条」を「第十三条又は第十四条」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十六条第一号中「第十一条」を「第十四条」に改め、同条第二号中「第二十四条第一号」を「第六十一条第一号」に改め、同条第三号中「第十一条第三号」を「第十四条第三号」に、「第十二条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十五条第一号中「第十一条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第六十二条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条を第六十一条とする。

第二十三条中「外を」を「ほか」に改め、同条を第六十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章 罰則

第二十二条の三の見出し中「措置」を「助言又は勧告」に改め、同条中「又は日本小型自動車振興会」及び「選手の相互救済を目的とする事業」に対する助成その他の措置に関しを削り、同条を第五十九条とする。

第二十二条の二第二項中「第二十四条」を「第六十一条」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十二條第一項中「限度内において」を「限度において、経済産業省令で定めるところにより」に、「小型自動車競走会、日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人、競走実施法人」に、「終了及び」を「及び終了並びに」に改め、同条第二項中「関係人」を「関係者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二條を第五十七條とする。

第二十一條の四中「第五條第一項又は第六條の二第一項」を「第六條第一項又は第八條第一項」に改め、同条を第五十六條とする。

第二十一條の三第二項中「小型自動車競走会若しくは」を削り、「小型自動車競走会又は小型自動車競走場若しくは」を「小型自動車競走場又は」に改め、同条を第五十五條とする。

第二十一條の二中「小型自動車競走会」を「競走実施法人」に、「競技関係事務」を「第五條第一号に掲げる事務」に改め、同条を第五十四條とする。

第二十一条第一項中「及び小型自動車競走」を削り、同条第三項中「第六条の第二項」を「第八条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 競走実施法人は、小型自動車競走施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。第二十一条を第五十三条とする。

第十八条から第二十条の十七までを削る。第十七条の六を第二十六条とし、同条の次に第二章及び章名を加える。

第四章 小型自動車競走振興法人 (指定等)

第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務以下「小型自動車競走関係業務」という。に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。

一 小型自動車競走関係業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、小型自動車競走関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 小型自動車競走関係業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。  
五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことに基つて罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

ホ 小型自動車競走振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて小型自動車競走振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)  
第二十八条 小型自動車競走振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。  
二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。  
四 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。  
五 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。  
七 第二十条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(補助の業務の適正な実施)  
第二十九条 小型自動車競走振興法人は、前条第五号及び第六号の規定による補助(以下この条において単に「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 小型自動車競走振興法人から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

(小型自動車競走関係業務規程)  
第三十条 小型自動車競走振興法人は、小型自動車競走関係業務を行うときは、その開始前に、小型自動車競走関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について小型自動車競走関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。  
一 小型自動車競走関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。  
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした小型自動車競走関係業務規程が小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつ

たと認めるときは、その小型自動車競走関係業務規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

4 小型自動車競走振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その小型自動車競走関係業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第三十一条 小型自動車競走振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、小型自動車競走関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二条 小型自動車競走振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、小型自動車競走関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(交付金の使途)

第三十三条 小型自動車競走振興法人は、第二十条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の

経費に充ててはならない。

一 第二十条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十八条第五号に掲げる業務その他小型自動車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

二 第二十条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十八条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務

三 第二十条第一項第三号の規定による交付金にあつては、小型自動車競走関係業務(区分経理)

第三十四条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 小型自動車競走振興法人は、次の方法による場合を除くほか、小型自動車競走関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

(帳簿の記載)

第三十六条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、小型自動車競走関係業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員(公務員たる地位))

第三十七条 小型自動車競走関係業務に従事する小型自動車競走振興法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員(の選任及び解任))

第三十八条 小型自動車競走振興法人の役員(の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 小型自動車競走振興法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む)若しくは第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は小型自動車競走関係業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(監督命令)

第三十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、小型自動車競走振興法人に対し、小型自動車競走関係業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し等)

第四十条 経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という)を取り消すことができる。

- 一 小型自動車競走関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程によらないで小型自動車競走関係業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置) 第四十一条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに小型自動車競走振興法人を指定したときは、取消しに係る小型自動車競走振興法人の小型自動車競走関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた小型自動車競走振興法人に帰属する。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における小型自動車競走関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。



第五章 競走実施法人

(指定等)

第四十二条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十四条に規定する業務(以下「競走実施業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定することができる。

一 競走実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競走実施業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて競走実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第五十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことに伴つて罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 競走実施法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の更新)  
第四十三条 前条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の指定の更新について(業務)  
第四十四条 競走実施法人は、小型自動車競走施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

一 第五条第一号に掲げる事務を行うこと。

二 勝車投票券の発売等を行うこと。

三 小型自動車競走の開催につき宣伝を行うこと。

四 入場者の整理その他小型自動車競走場内の整理を行うこと。  
五 前各号の業務に附帯する業務  
(競走実施業務規程)  
第四十五条 競走実施法人は、競走実施業務を行うときは、その開始前に、競走実施業務の

実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競走実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競走実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められてゐること。  
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競走実施業務規程が競走実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競走実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 競走実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競走実施業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)  
第四十六条 競走実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競走実施業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競走実施法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競走実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競走実施業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)  
第四十七条 競走実施法人は、競走実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)  
第四十八条 競走実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競走実施業務に關し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員の公務員たる地位)  
第四十九条 競走実施業務に従事する競走実施法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員を選任及び解任)  
第五十条 競走実施法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 競走実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競走実施法人に対し、

その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第五十一条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競走実施法人に対し、競走実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十二条 経済産業大臣は、競走実施法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 競走実施業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第四十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程によらないで競走実施業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

第十七条の五第一項中「第十七条又は第十七条の三」を「第二十一条又は第二十三条」に、「第十六条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第五項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条第六項中「第

十七条の二第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条の四中「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条の三第一項中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同条第二項中「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条の二第三項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条第一項中「第十七条の三」を「第二十三条」に、「第十七条の五」を「第二十五条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条第一項(見出しを含む。)中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条中「第十二条」を「第十六条」に、「前条」を「前条第五項」に改め、同条を第十九條とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 交付金等

第十四条を第十八條とし、第十三条を第十七條とする。

第十二条第一項中「第十四条」を「第十八条第五項」に改め、同条を第十六條とし、第十一条の二を第十五條とする。

第十一条第二号中「小型自動車競走会及び日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人及び競走実施法人」に改め、同条を第十四條とし、第十条の二を第十三條とし、第十条を第十二條とする。

第九条を削る。

第八条の見出しを「(小型自動車競走の審判員等の登録)」に改め、同条第一項中「日本小型自動車振興会」を「経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走振興法人(第二十七条第一項に規定する小型自動車競走振興法人をいう。以下この章及び次章において同じ。)」に改め、同条第二項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条第三項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条を第十一條とする。

第七条の二第二項中「その他小型自動車競走施行」を「その他小型自動車競走の開催」に改め、同条を第十條とする。

第七条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条を第九條とする。

第六条の二第一項中「経済産業省令の」を「経済産業省令で」に改め、同条第四項中「第五条第六項」を「第六条第六項」に改め、同条を第八條とし、第六条を第七條とする。

第五条第一項中「経済産業省令の」を「経済産業省令で」に改め、同条第二項中「経済産業省令の」を「経済産業省令で」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同条第九項中「遅滞なく」の下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同条を第六條とする。

第四条中「小型自動車競走会又は」を「競走実施法人(第四十二条第一項に規定する競走実施法人をいう。以下この章において同じ。)」又は「小型自動車競走会」を「競走実施法人」に

に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十六条」に、「第十四条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第五條とする。

第三条の二中「施行しようとするときは、経済産業省令の」を「開催しようとするときは、経済産業省令で」に改め、同条を第四條とする。

附則第三條第一項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に、「第十六条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

別表第一及び別表第二中「第十六条」を「第二十条」に、「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七條、第八條、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日
  - 二 第四条並びに附則第十四條、第十五條、第十七條、第二十五条から第二十八条まで、第三十條、第三十二条、第三十四條、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日
- (競輪振興法人の指定等に関する準備行為)
- 第二条 第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項の規定による指定及び同法第二十六条第一項の規定による競輪関係業務規

程の認可並びにこれらに關し必要な手續その他  
の行為は、第二条の規定の施行前においても、  
同条の規定による改正後の同法第二十三条及び  
第二十六条の規定の例により行うことができる。

(日本自転車振興会の解散等)

第三条 日本自転車振興会は、附則第一条第一号  
に掲げる規定の施行の時に於いて解散するもの  
とし、その一切の権利及び義務は、その時にお  
いて第二条の規定による改正後の自転車競技法  
第二十三条第一項の指定を受けた法人(以下こ  
の条及び附則第八条において「競輪振興法人」と  
いう。)が承継する。

2 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事  
業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事  
業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照  
表及び損益計算書については、なお従前の例に  
よる。

4 第一項の規定により日本自転車振興会が解散  
した場合における解散の登記については、政令  
で定める。

5 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承  
継する場合における当該承継に伴う登記又は登  
録については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承  
継する場合における当該承継に係る不動産又は  
自動車取得税に対しては、不動産取得税又は自  
動車取得税を課することができない。

(自転車競技会に関する経過措置)

第四条 自転車競技会は、その組織を変更して民  
法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の

規定により設立される財団法人(以下単に「財団  
法人」という。)になることができる。

2 前項の規定により自転車競技会がその組織を  
変更して財団法人になるには、この法律の施行  
の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行  
の日の前日までの期間(次条において「自転車競  
技会に係る移行期間」という。)内に、組織変更  
のために必要な定款の変更をし、経済産業大臣  
の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の効力は、附則第一条第一号に掲  
げる規定の施行の日から生ずるものとする。

4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に  
係る民法その他の法令の適用については、第二  
項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財団法人への組織変更  
に伴う自転車競技会の登記については必要な事項  
は、政令で定める。

第五条 自転車競技会に係る移行期間内に前条第  
二項の認可を受けなかつた自転車競技会は、第  
二条の規定による改正前の自転車競技法第十三  
条の十一の規定にかかわらず、自転車競技会に  
係る移行期間の満了の日に解散する。この場合  
における解散及び清算については、第二条の規  
定による改正前の同法第十三条の十一第四号に  
該当することにより解散した自転車競技会の解  
散及び清算の例による。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の  
日の前日までに第二条の規定による改正前の自  
転車競技法第十三条の十一各号のいずれかに該  
当することにより自転車競技会が解散した場合  
における自転車競技会の清算については、なお  
従前の例による。

第七条 附則第四条第一項の規定により組織変更  
をした財団法人は、附則第一条第一号に掲げる  
規定の施行の日に第二条の規定による改正後の  
自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けた  
ものとみなす。

2 前項の規定により第二条の規定による改正後  
の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受け  
たものとみなされた附則第四条第一項の規定に  
より組織変更をした財団法人に係る第二条の規  
定による改正後の同法第四十一条第一項に規定  
する競技実施業務規程については、当該財団法  
人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の  
日から三月以内に、その認可の申請をしなけれ  
ばならない。

3 附則第四条第一項の規定により組織変更をし  
た財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定  
の施行の日から前項の申請に基づく認可に關す  
る処分があるまでの間は、従前の業務の方法で  
第二条の規定による改正後の自転車競技法第四  
十条に規定する競技実施業務を行うことができ  
る。

第八条 第二条の規定による改正前の自転車競技  
法第五条第一項の規定により日本自転車振興会  
に登録されている競輪の審判員、競輪に出場す  
る選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び  
規格は、それぞれ第二条の規定による改正後の  
同法第六条第一項の規定により競輪振興法人に  
登録されたものとみなす。

(小型自動車競走振興法人の指定等に関する準  
備行為)

第九条 第四条の規定による改正後の小型自動車  
競走法第二十七条第一項の規定による指定及び

同法第三十条第一項の規定による小型自動車競  
走関係業務規程の認可並びにこれらに關し必要  
な手續その他の行為は、第四条の規定の施行前  
においても、同条の規定による改正後の同法第  
二十七条及び第三十条の規定の例により行うこ  
とができる。

(日本小型自動車振興会の解散等)

第十条 日本小型自動車振興会は、附則第一条第  
二号に掲げる規定の施行の時に於いて解散する  
ものとし、その一切の権利及び義務は、その時  
において第四条の規定による改正後の小型自動  
車競走法第二十七条第一項の指定を受けた法人  
(以下この条及び附則第十五条において「小型自  
動車競走振興法人」という。)が承継する。

2 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含  
む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含  
む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借  
対照表及び損益計算書については、なお従前の  
例による。

4 第一項の規定により日本小型自動車振興会が  
解散した場合における解散の登記については、  
政令で定める。

5 第一項の規定により小型自動車競走振興法人  
が権利を承継する場合における当該承継に伴う  
登記又は登録については、登録免許税を課さな  
い。

6 第一項の規定により小型自動車競走振興法人  
が権利を承継する場合における当該承継に係る  
不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取  
得税又は自動車取得税を課することができな  
い。

(小型自動車競走会に関する経過措置)

第十一條 小型自動車競走会は、その組織を変更して財団法人になることができる。

2 前項の規定により小型自動車競走会がその組織を変更して財団法人になるには、この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日までの期間(次条において「小型自動車競走会に係る移行期間」という。)内に、組織変更のために必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の効力は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う小型自動車競走会の登記について必要な事項は、政令で定める。

第十二條 小型自動車競走会に係る移行期間内に前条第二項の認可を受けなかつた小型自動車競走会は、第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第二十条の十一の規定にかかわらず、小型自動車競走会に係る移行期間の満了の日に解散する。この場合における解散及び清算については、第四条の規定による改正前の同法第二十条の十一第四号に該当することにより解散した小型自動車競走会の解散及び清算の例による。

第十三條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までに第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第二十条の十一各号のいずれ

かに該当することにより小型自動車競走会が解散した場合における小型自動車競走会の清算については、なお従前の例による。

第十四條 附則第十一条の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定を受けたものとみなされた附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人に係る第四条の規定による改正後の同法第四十五条第一項に規定する競走実施業務規程については、当該財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならぬ。

3 附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の業務の方法で第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十四条に規定する競走実施業務を行うことができる。

第十五條 第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第八条第一項の規定により日本小型自動車振興会に登録されている小型自動車競走の審判員、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、それぞれ第四条の規定による改正後の同法第十一条第一項の規定により小型自動車競走振興法人に登録されたものとみなす。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第十六條 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日が第二条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第十八号の規定の適用については、同号中「第十八条」とあるのは「第五十六条」と、「第二十三条後段」とあるのは「第六十条後段」とする。

第十七條 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が第四条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二十一号の規定の適用については、同号中「第二十四条」とあるのは「第六十一条」と、「第二十八条後段」とあるのは「第六十五条後段」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十八條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十條 政府は、第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項に規定する競輪振興法人及び同法第三十八条第一項に規定する競走実施法人並びに第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第二十七条第一項に規定する小型自動車競走振興法人及び同法第四十二条第一項に規定する競走実施法人の組織及び機能について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(第二条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)

第二十一條 次に掲げる法律の規定中日本自転車振興会の項を削る。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表

三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(第二条の規定による改正に伴う行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された日本自転車振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第二十三條 附則第二十一条の規定の施行前に同

条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき日本自転車振興会がした行為及び日本自転車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

第二十四条 附則第二十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき日本自転車振興会がした行為及び日本自転車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 日本自転車振興会の役員又は職員であつた者

二 日本自転車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(第四条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中日本小型自動車振興会の項を削る。

一 国立国会図書館法別表第一

二 行政事件訴訟法別表

三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

(第四条の規定による改正に伴う行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された日本小型自動車振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第二十七条 附則第二十五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき日本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

第二十八条 附則第二十五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき日本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本小型自動車振興会が保有していた個人の秘密

に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 日本小型自動車振興会の役員又は職員であつた者

二 日本小型自動車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本小型自動車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(地方税法の一部改正)

第二十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中、「日本自転車振興会、自転車競技会」を削る。

第三十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中、「日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を削る。

(所得税法等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中自転車競技会の項及び日本自転車振興会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表

三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

第三十二条 次に掲げる法律の規定中自転車競走会の項及び日本小型自動車振興会の項を削る。

一 所得税法別表第一第一号の表

二 法人税法別表第二第一号の表

三 消費税法別表第三第一号の表

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第三十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号中(昭和二十三年法律第二百九号)の下に「第六章」を加える。

第三十四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第十六号中(昭和二十五年法律第二百八号)の下に「第七章」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第四号を次のように改める。

四 削除

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第七号を次のように改める。

七 削除

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百六十条を次のように改める。

第三百八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百六十四条を次のように改める。  
第三百六十四条 削除

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化が課題となっている状況等を踏まえ、両事業の業務等を行っている特殊法人等の組織の在り方を見直すとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を図るために必要な措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特殊法人日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の業務について、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせることと、特別認可法人自転車競技会及び小型自動車競走会の業務についても、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせること。

2 競輪及び小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業を行った施行者に対して、交付金の一部を還付する時限措置を創設すること。

3 事業の再建に取り組む赤字施行者に対し交付金の交付の期限を延長する措置について、延長期間の上限を三年から五年に変更すること。

4 競輪及び小型自動車競走を開催する際の入場料の徴収義務を撤廃するほか、重形式投票法を導入する等、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化のために必要な措置を講じること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
平成十九年六月一日  
経済産業委員長 上田 勇  
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法律改正の効果が十分に発揮され、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を確保しつつ、両事業の健全な発展が図られるよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 競輪及び小型自動車競走の健全な発展に向けた取組みを強化するとともに、魅力ある競輪及びオートレースの実現のみならず、施設の開放や各般のイベント実施等を通じて、競技施設が地域活性化の拠点となるよう、ハード・ソフト両面からの支援を行うこと。

二 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の組織形態見直しに当たっては、公益性の一層の増進を確保するとともに、その効果が最大限発揮されるよう、新たに指定される法人の運営の透明性の確保及び事業の効率性向上に遺漏なきを期すること。併せて、今回の組織形態の見直しにより競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に支障を来たすことがないよう十分な指導を行うこと。

三 競輪及び小型自動車競走の交付金を原資とする補助事業は、公益性を旨として実施されるものであり、補助の配分の公平性・公正性を担保するため、その配分手続の透明性の確保・徹底を図ること。

また、これらの補助金が退職公務員の天下り先の確保に活用されているといった批判を招くことがないよう、制度の厳正な運営に努めること。

四 今般、日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、国民投票の投票権が満十八歳以上の国民に認められたことにかんがみ、将来的に関係法律における成年の定義が満十八歳以上となった場合を想定した車券購入制限規定の在り方について検討を進めること。

公職選挙法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。  
平成十九年六月一日  
提出者  
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 今井 宏

公職選挙法の一部を改正する法律案  
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第六百六十四条の五第一項中「衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第二号に掲げる場合」を削り、同条第二項中「公職の候補者」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等)」を、「選挙管理委員会」の下に「(衆議院比例代表選出議員又は)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の標旗は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める数を交付する。  
一 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙 公職の候補者一人について、一  
二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙 衆議院名簿届出政党等について、その届け出た衆議

院議員一人について、一

<p>院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院比 例代表選出議員の選挙において選挙すべき 議員の数に相当する数</p> <p>三 参議院(比例代表選出)議員の選挙 公職の 候補者たる参議院名簿登載者一人について、</p> <p>六 第六百六十四条の七第一項中「街頭演説」の下に 「衆議院比例代表選出議員の選挙において行われ るものを除く。」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して五日 を経過した日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規 定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の 施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてそ の期日を公示される総選挙から、参議院議員の 選挙については施行日以後初めてその期日を公 示される通常選挙から適用し、施行日の前日ま でにその期日を公示された衆議院議員の総選挙 及び施行日以後初めてその期日を公示される衆 議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日まで にその期日を告示される衆議院議員の選挙並び に施行日の前日までにその期日を公示された参 議院議員の通常選挙及び施行日以後初めてその 期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日 の公示の日の前日までにその期日を告示される 参議院議員の選挙については、なお従前の例に よる。</p>	
	<p>理 由</p> <p>衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院 名簿届出政党等が標旗を掲げて街頭演説をするこ とができることとするとともに、参議院比例代表 選出議員の選挙において公職の候補者たる参議院 名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を増 加する必要がある。これが、この法律案を提出す る理由である。</p>

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円